

各部門における年齢区分に関する教育規定一部改正について

プログラム委員会では、ローバースカウトが進学や就職等により住居を移転した地域の団のローバースカウトに重複登録ができるよう、現行規定の改正を検討し提案しました。これに関連して、重複登録期間の上限について検討した結果、これまで曖昧であったローバースカウト部門の対象年齢について、下記のとおり改正案をまとめました。  
対象年齢を明確にするにあたっては、ローバースカウトの対象年齢上限を25歳まで(25歳以下)と定めることを提案します。  
また、各部門の対象年齢、上進などの年齢区分に関する規定について、表頭にずれがあることから、この際これらについても整理することを併せて提案します。

プログラム委員会

<改正施行日> 平成21年5月1日

<改正案>

【現行】 【改正案】 【改正のポイント】

上進 6-98

ボーイスカウトは、中学校3年生の9月以降ベンチャー隊に上進することができる。ただし、中学校を卒業した後はボーイ隊にとどまることができない。  
ボーイスカウトは、中学校3年生の9月以降ベンチャー隊に上進することができる。ただし、年齢を統一し、ボーイ隊を学齢で統一し、ボーイスカウトの上進に関する規定(6-98)については、「16歳に達した後は」を削除する。

対象 6-125※

ベンチャースカウト活動は、中学校3年生の9月から20歳未満の青年期期の男女を対象とする。  
ベンチャースカウト活動は、中学校3年生の9月以降ベンチャー隊に上進することができる。ただし、「19歳以下」とし、併せて、「青年期の男女」の表記を「青年」とする。

対象 6-155※

ローバースカウト活動は、18歳以上の青年を対象とする。  
ローバースカウト活動は、18歳以上、25歳以下の青年を対象とする。これによって、進学または就職等による住居移転先の地域団にあるローバースカウトで重複登録できる最長期間は最大8年程度となる。

<付 記>

心身あるいは発達に障害のあるスカウトの入隊、上進等の取り扱いについては、これまでどおり、教育規定14-1に基づき、弾力的に運用できることとする。

スカウトの部門別対象及び上進に関する年齢の表記(参考資料)

部門	番号	現行	改正案
ビーバー	6-27※ 対象	ビーバースカウト活動は、小学校入学直前の1月から小学校2年生までの児童を対象とする。ただし、団の対応ができる際には、小学校就学前年の9月から小学校2年生までの児童を対象とすることができる。	改正なし
	6-30 上進	ビーバースカウトは、小学校2年9月以降カブ隊へ上進することができる。ただし、小学校2年生を修了した後は、ビーバー隊にとどまることができない。	改正なし
カブ	6-59※ 対象	カブスカウト活動は、小学校2年生の9月から小学校5年生までの少年を対象とする。	改正なし
	6-62 上進	カブスカウトは、小学校5年9月以降ボーイ隊へ上進することができる。ただし、小学校5年生を修了した後は、カブ隊にとどまることができない。	改正なし
ボーイ	6-95※ 対象	ボーイスカウト活動は、小学校5年生の9月から中学校3年生までの少年を対象とする。	改正なし
	6-98 上進	ボーイスカウトは、中学校3年生の9月以降ベンチャー隊に上進することができる。ただし、中学校を卒業するか、16歳に達した後はボーイ隊にとどまることができない。	ボーイスカウトは、中学校3年生の9月以降ベンチャー隊に上進することができる。ただし、中学校を卒業した後はボーイ隊にとどまることができない。
ベンチャー	6-125※ 対象	ベンチャースカウト活動は、中学校3年生の9月から20歳未満の青年期期の男女を対象とする。	ベンチャースカウト活動は、中学校3年生の9月から19歳以下の青年を対象とする。
	6-127 上進	ベンチャースカウトは、18歳に達した後ローバースカウトに上進することができる。 ②20歳に達したスカウトはベンチャー隊にとどまることができない。	改正なし
ローバー	6-155※ 対象	ローバースカウト活動は、18歳以上の青年を対象とする。	ローバースカウト活動は、18歳以上、25歳以下の青年を対象とする。